

入間市総合教育会議設置要領（案）

（設置）

第 1 条 市長と教育委員会が、本市における教育の諸課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと相互の連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 の規定に基づき、入間市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成員）

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見の聴取）

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 5 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第 6 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 日 から施行する。